

## 令和4年度 第1回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：令和5年1月6日（金）15:00～16:30

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

山元会長、池澤委員、北村委員、筒井委員、八田委員

高知県

徳重総務部長、澤田総務部副部長、寺村行政管理課長、北村職員厚生課長、濱口議会事務局総務課長、鈴木教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

皆様おそろいになりましたので、ただ今から、高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は審議会の事務局を務めさせていただいております県総務部行政管理課長の寺村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。お手元に配席図をお配りしております。また、お手元の資料、高知県特別報酬等審議会というちょっと厚めの資料でございますが、こちらの資料の1ページにも、委員の名簿を付けさせていただいております。

### 【委員紹介】

（行政管理課長）

なお、名簿でございます佐竹委員と宮地委員は本日所用のためご欠席をされております。続きまして、県の職員を紹介させていただきます。

### 【県職員紹介】

（行政管理課長）

なお、この審議会は公開の会議となっております。また、本日の審議会の議事録につきましては、後日、県行政管理課のホームページで公開する予定になっておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして本日のスケジュールを簡単にご説明申し上げます。お手元にお配りしております会次第をご覧ください。「1 開会」の後、「2 会長の選任」を行い、「3」、会長、知事から、それぞれご挨拶を頂戴いたします。そして、「4」、知事から会長に諮問書をお渡しした後、事務局から資料のご説明をさせていただいた上で、「5 審議」をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ただ今から、審議会を開会いたします。まず、議事に入ります前に会長の選任をお願いしたいと存じます。資料の3ページをご覧ください。この審議会につきまして定める条例の第4条第1項にありますように、会長の選任は委員の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

（筒井委員）

山元委員を会長に推薦させていただきたいと思っております。

（行政管理課長）

山元委員を推薦するご意見がございましたがいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

(行政管理課長)

それでは、山元委員に会長をお願いいたします。会長席にご移動をお願いいたします。

**【会長席へ移動】**

(行政管理課長)

それでは山元会長から一言ご挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

(山元会長)

それでは、ちょっと着座のままで失礼いたしますけども、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。委員の皆様におかれましては、新年を迎えられてお変わりなくお過ごしのことと思います。さて、本審議会の前回開催は濱田知事の就任直後の時期でありまして、それから3年が経過いたしました。知事の本任期も残すところあと1年となったところでございます。元日の新聞の年頭所感では、今年は「徹底して成果にこだわり、5年10年先の県政も見据えながら、取り組みを一段高いステージに引き上げることで未来への弾みにする1年にしたい」と述べられておりました。新型コロナ対策はもとより、経済の活性化や中山間対策など、県勢の浮揚に向けた取組が、本年も一層進みますことを大いに期待するところでございます。本日、知事から委嘱を受け、私たち7人により、高知県特別職報酬等審議会が設置されることとなりました。これから、知事の諮問に応じまして、県議会議員の報酬、知事、副知事、教育長の給料、そして退職手当の支給基準等について、審議を進めていくことにいたします。私が会長ということでございますけども、各界の代表でございます各委員の皆様から活発なご意見をいただきまして、そしてまた、この審議会が時間も限られている中でスムーズな運営ができますよう、皆様のご協力をお願いしながら進めていきたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

ありがとうございました。それでは、知事の濱田からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(濱田知事)

委員の先生方におかれましては年始の大変ご多用のところ、本日はお集まりいただきまして本当にありがとうございました。皆様方におかれましては、この特別職の報酬等をご審議いただきますために、審議会の委員への就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けをいただきました。本当にありがとうございました。この審議会は、ただ今山元会長からもお話がございましたように、県議会の議員の報酬、そして、常勤であります知事、副知事、教育長の給料などを決定いたします際に、その額、支給基準につきまして、ご意見をいただくといういわゆる第三者機関ということでございまして、前回開催から3年ほど経過しての開催ということになるわけでございます。その一方で一般職の職員の給与に関しましては、従来から、また、法令上の建前としても、人事委員会勧告に基づいて、改定を行っております。近年は主に若年層に重点を置いた引き上げが、率はそう高くありませんけれども行われてきているということでもあります。こうした一般職の状況でございますとか、各都道府県におきます状況、こういったものを踏まえながら、本県の特別職の報酬、そして退職手当の支給基準等につきまして、定期的に、この第三者機関であります審議会のご意見をいただく必要があるというふうに判断をいたしまして、今回諮問をさせていただくということにいたしましたところでございます。どうか、慎重にご審議をいただきまして、適切なご答申をいただきますように、心からお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、知事から会長に諮問書をお渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(濱田知事)

高知県特別職報酬等審議会様、議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準についてご審議いただきたいので、高知県特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき諮問し

ます。令和5年1月6日、高知県知事 濱田 省司、それではどうぞよろしく申し上げます。

(行政管理課長)

それでは、知事はここで退席させていただきます。

#### 【知事退席】

(行政管理課長)

それでは、今後の審議の進行につきまして、山元会長どうぞよろしく申し上げます。

(山元会長)

それでは、ただ今から審議に入らせていただきたいと思います。この会議の進め方等について、事務局からお考えがあればお願いしたいと思います。

(行政管理課長)

知事、議員等の給料、報酬及び退職手当につきましては、条例で定められておりますため、審議会から改定の答申をいただいた場合には、2月議会に条例改正を提案する必要があります。このため、これまでも、まず、第1回目となります本日の審議会では、事務局からの資料説明を踏まえてご審議をいただきまして、2月初旬に開催します第2回目の審議会で結論をいただいているところでございます。今回も同様に進めていただければと考えております。

(山元会長)

審議会の開催については、事務局から説明がありました日程によりたいと考えます。次回には、結論を得るようにしたいと思いますので、委員の皆様どうかよろしく申し上げます。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは私から、資料に沿いましてご説明を申し上げます。それでは、お手元の「第1回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、ご説明を申し上げます。まず1ページ目は、先ほどご覧いただきました委員の皆様の名簿でございます。2ページ目は、先ほどお渡しいたしました諮問書の写しでございます。4ページをご覧ください。「特別職報酬等の改定状況」でございます。令和4年12月1日現在で作成しております。まず、「(1) 本県の状況」につきましては、知事の給料月額が122万円、副知事は94万円、教育長は78万円、議長の報酬月額が90万円、副議長は82万円、議員は77万円となっております。なお、右側に「適用年月日平成22年4月1日」と記載しておりますが、その後は改定は行われておりません。審議会はその後、平成24年、25年、27年、29年、30年及び令和2年と計6回開催しておりますが、いずれも据え置きのご答申をいただいております。

次に、「(2) 全国の状況」でございます。この表は、各都道府県の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を、暦年でまとめたものでございます。前回、令和2年の審議会以降に改定が行われたのは、一番下でございますが愛知県のみとなっております。詳細につきましては後ほどご説明させていただきます。

続いて5ページをご覧ください。「(3) 四国4県の状況」といたしまして、四国4県の特別職の報酬等の月額をまとめたものでございます。次に、「(4) 県内市町村の状況」につきましては、県内34市町村の特別職の報酬等の額が、現行の額に改定された年を、暦年でまとめたものでございます。

6ページをご覧ください。こちらは「四国4県の改定の経緯」をまとめたものでございます。各県の直近の改定は、左側の知事のところでございますけれども、徳島県は平成9年4月1日、香川県は平成16年4月1日、愛媛県は平成8年4月1日、本県は平成22年4月1日となっております。他の3県は、しばらく改定がされていないことがわかります。また、教育長につきましては、本県を含め、過去の改定状況の把握が困難であるため、直近の改定状況のみを掲載しております。

続きまして、8ページをご覧ください。ここからは、特別職の報酬等の全国状況について、ご説明申し上げます。合わせましてお手元の別紙A4の2枚つづりの資料「特別職報酬等の全国状況等の概要」と並べてご覧ください。各都道府県の「特別職報酬等の改定状況」でございます。この表は、先ほど、4ページでご説明申し上げました、「(2) 全国状況」について、都道府県の別に整理し、一覧にしたものでございます。それぞれの職ごとに、現行の額と、改定前の額をまとめております。前回、令和2年の審議会以降に改定が行われた団体は、知事及び副知事と教育長のそれぞれに、網掛けをしております。知事、副知事については愛知県のみ、教育長については3団体において改定が行われております。なお、知事、副知事の改定については表の左端に、教育長の改定については表の右端に、増額改定のあった団体には上向きの矢印を、減額改定のあった団体は下向きの矢印を記載しています。

A4の2枚の資料をご覧ください。前回令和2年の審議会以降に知事の給料に改定のあった団体を抜き出したものが、「2. 知事の給料に改定のあった団体の状況」でございます。先ほど申しましたとおり、改定があったのは愛知県のみとなっております。上段の給料の支給月額が135万4千円から137万9千円と2万5千円の増額改定となっておりますが、下段の給料に地域手当を合計した額は149万6千円と同額となっており、実態として支給額に変更はございません。なお、説明が遅れましたが、「地域手当」は、国家公務員が、一般職の給与について、地域の民間の賃金水準を反映させることができるよう、民間の賃金が高い地域で勤務する職員に対しては、給料月額等の3%から20%の割合で手当として支給することとしておりまして、民間給与の高い都道府県においては、同様に支給されているものでございます。愛知県では、令和2年に一般職において地域手当の支給率の引下げを行いました。実際の給料支給額は同額となるように給料の引上げを行ったことに伴いまして、特別職においても同様に引上げの改定を行ったものでございます。先ほど申し上げましたが、下段の支給月額と地域手当の合計で改定差は出ておりません。

それでは、厚めの資料に戻りまして10ページをご覧ください。「給料・報酬額(本則額)」等の資料でございます。「本則額」と申しますのは、条例で定められた本来の給料又は報酬額、この審議会でご審議をいただく額のことでございます。なお、この本則額と実際にもらう額に差がありますのは、現在、およそ4割の都道府県におきまして、財政上の理由などにより、一定期間、給料や報酬等の額を減額するといった措置が講じられております。そうした独自に減額した額と区別するため、条例で定められた額を本則額として記載しているものでございます。この表は、それぞれの職ごとに、全都道府県の現行の「月額」と「全国順位」をまとめたものでございます。高知県は網掛けをしているところでございますけれども、知事は全国で43位、副知事は45位、教育長は32位、議長は46位、副議長は40位、議員は42位となっており、令和2年から状況に変動はございません。

続きまして11ページをご覧ください。給料に地域手当を加えた支給月額と全国順位をまとめたものでございます。都道府県によりましては、この地域手当が、知事、副知事、教育長にも支給されておりますことから、多少順位に変動がございます。なお、高知県内では、地域手当が支給される地域はございません。

次に12ページをご覧ください。これらの表は、知事、副知事につきまして、10ページの地域手当を含まない給料額と11ページの地域手当を含む給料額のそれぞれについて、全国順位で並び替えたものでございます。四国4県については網掛けをしております。高知県は地域手当が出ておりませんので、地域手当が出ている県と比べて若干下がっております。

続きまして13ページの表は、教育長につきまして、14ページの表は、議長、副議長、議員につきまして、同様に、全国順位で並び替えたものでございます。

15ページをご覧ください。給料・報酬額を減額された後の額に関する資料でございます。先ほど申し上げましたように、現在、およそ4割の都道府県におきまして、本来の給料や報酬の額を独自に減額するといった措置が講じられております。この表は、減額後の支給月額と全国順位について、参考資料として、まとめさせていただいたものでございます。本県におきましては、知事が10%、副知事が3%、教育長が2%を、本来の給料月額から減額しておりますので、減額後の額で月額と順位を記載しています。

17ページをご覧ください。副知事、教育長、議長、副議長、議員の給料月額が、それぞれ知事の給料月額の何パーセント相当か、各都道府県別にまとめたものでございます。網掛けをしております本県につきましては、副知事は知事の給料122万円に対して77%、教育長は63.9%、議長は73.8%、副議長は67.2%、議員は

63.1%になっております。一番下に全国平均を記載してありますが、本県は全ての職において、概ね全国平均に近い数字となっております。

18 ページをご覧ください。知事に関する「年間給与」の資料でございます。この表は、知事につきまして、給料、地域手当に、期末手当、いわゆるボーナスに当たるものを加えまして、年収ベースの金額と、その全国順位を参考資料として、まとめたものでございます。高知県をご覧いただきますと、年収が、2,012 万 4 千円と、全国で 42 位、さらに右側の減額後の年収ですと、1,866 万円で、全国 36 位となっております。

19 ページから 23 ページにかけては、副知事以下、同様の資料を掲載しております。

24 ページをご覧ください。「特別職と一般職の報酬等の改定状況」の資料でございます。(1)の表は、近年の特別職の給与・報酬と改定率の推移を示しております。(2)の表は、一般職員の給与の改定率の推移をまとめたものでございます。(2)の表の改定率の欄でございますが、例えば、昭和 63 年度は 2.33%、平成元年度は 3.10%とあり、その右に 5.50%とございます。これは、昭和 63 年度の改定率と平成元年度の改定率を掛け合わせますと、5.50%になるというものでございまして、前回の審議会から今回の審議会までの一般職の職員の累積の改定率が分かるように記載しております。

(1)の表と(2)の表との関係を申し上げますと、たとえば、(1)の表の一番上の行の、「平成元年 12 月 1 日」欄の右端の「平均改定率」6.94%と、(2)の表の左上の、昭和 63 年度と平成元年度の改定率を乗じた 5.50%とが、期間としては対応するものでございます。この一般職員の改定率 5.50%を踏まえまして、特別職の平成元年 12 月 1 日の平均改定率は 6.94%になっております。この改定率に差が出ておりますのは、改定額を一万円単位で行っている結果でございます。このように、一般職員の改定状況を踏まえながら、特別職の給料・報酬を改定するかどうかを検討していただくこととなります。今回は、前回改定を行った時点から直近の令和 4 年度までの一般職の改定が、検討の対象となります。

別紙 A 4 の 2 枚つづり資料の 2 枚目をご覧ください。現在の特別職の報酬額は平成 22 年 4 月 1 日から適用されているものですが、平成 22 年度以降の一般職の給料等の改定率が考慮の対象となります。平成 22 年の改定率がマイナス 0.15%、平成 27 年がプラス 0.15%、平成 29 年がプラス 0.17%、平成 30 年がプラス 0.15%、令和元年がプラス 0.12%、令和 4 年がプラス 0.21%となっております。この期間における一般職の改定率の累積はプラス 0.65 となっております。この一般職員の改定率の累積である 0.65 を、現在の知事の報酬額の 122 万円に乘じた場合、約 122 万 8 千円とプラス 8 千円になります。なお、知事の報酬月額を改定は、知事の改定状況を踏まえて知事以外の特別職の報酬月額を改定することから、これまでの間、1 万円単位で実施をしているところが慣例となっているところです。

なお、前回の報酬審におきましても、令和元年度の一般職の改定が初任給及び若年層に限定したものとされていたことや、平成 22 年度からの累積改定率が 0.44 と知事の給料月額でプラス 5 千円にとどまっていたことから、特別職の改定は実施いたしませんでした。

続きまして、25 ページをご覧ください。ここからは、議員報酬のご審議の参考としていただくため、「県議会議員の役割・活動等」につきましてご説明申し上げます。まず、「1. 定数」でございます。現在の議員定数は、条例で 37 人と定められており、高知市ほか 16 の選挙区から選出されています。

次に、「2. 役割」でございます。議会の役割は、地域の問題について、住民に代わって議論し、物事を決定することであり、執行機関を住民の立場から評価監視し、住民のための各種サービスについて、具体的な提案などを行っています。「監視機能」につきましては、本会議における審議や委員会での審査・調査などを通じて行われているところでございます。

もう一つの役割である「政策立案機能」につきましては、議員自らが、政策的な条例議案や政策について提案を行います。本県議会では、近年、議員による政策的な条例議案が多数提案されており、これまで、全国上位となります 18 件が成立をされております。

次に、「3. 調査研究活動」でございます。地方分権が進められる中、議会の果たすべき役割は一層重要となっており、議員はこの役割を果たすため、日ごろから調査研究活動を行い、色々な情報を収集し、議会審議に活用しております。

次に、「議員の議会活動等の状況」について、令和 3 年の活動状況につきましてご説明させていただきます。

「1. 公式用務のある日の状況」をご覧ください。議会の公式日程としては、年に4回の定例会がおおむね2月、6月、9月及び12月に開かれます。また、議会の閉会期間中にも、随時、委員会が開催されております。

「(1) 議長、副議長」の欄がございますとおり、定例会、臨時会の開催日数は、令和3年の場合、土、日、祝日を除き、58日となっております。この内訳は、「(2) 議員」の欄がございますとおり、本会議25日、議案精査日13日、議事整理日4日、各常任委員会が16日となっております。また、日程としては、一部重複する形で、下の表の下から2番目の議会運営委員会や、一番下の特別委員会が開かれております。

委員会について、若干ご説明申し上げます。下の表の中程です。常任委員会は、総務委員会、危機管理文化厚生委員会、商工農林水産委員会及び産業振興土木委員会の4委員会があり、全ての議員が、いずれかの委員会に所属しています。これらの委員会の活動状況は、資料にお示ししてあるとおりで、定例会などの会期中に開催されますほか、閉会中におきましても、審査・調査のために随時開催されております。また、出先機関調査などの出張も行っているところでございます。

その下の議会運営委員会は、10名の委員で構成され、各会派相互の連絡調整や会議の円滑な運営を図ることを目的に開催しています。特別委員会につきましては、まず、毎年9月定例会において、一般会計等の歳入歳出決算の審査を行う決算特別委員会が設置され、主に10月から11月までの間の議会閉会中に、集中的に審査を行っています。また、令和3年度には議員定数問題等調査特別委員会が設置され、令和4年2月定例会で最終報告を行っているところでございます。また令和2年3月には新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会が設置され、現在も継続して調査・検討を行っております。議会の公式日程としては、このような状況ですが、公式の日程以外でも、閉会中においては、会派や委員会の任意の活動として、外部講師を迎えての勉強会なども随時開かれています。

資料の一番下、「2. 公式用務のない日の状況」です。公式用務のない日で、土、日、祝日を除いた総日数は146日となっております。議員の登庁状況を見てみますと、令和3年の実績では、1日平均で約19人と、ほぼ半数の議員が登庁しており、県政課題等についての調査や、執行部との協議、意見聴取、県民との対話などの活動を行っております。また、政務活動費を活用した調査活動も県内外に及んでおり、県政のチェックや政策立案に生かされております。26ページは、令和2年及び平成31年の活動状況です。説明は割愛させていただきます。

27ページの最後をご覧ください。「議員連盟」についてです。議会の会派を横断した組織である「観光産業振興議員連盟」「森林・林業・林産業活性化推進高知県議会議員連盟」「スポーツ振興議員連盟」「地域公共交通活性化促進議員連盟」など、議員連盟による活動も行われています。

なお、各議員は、住民との対話や県政課題についての情報収集など地域における活動も行っており、様々な活動を行っていると考えております。

特に記載はしていませんが、議長の活動状況について若干ご説明申し上げます。資料にある議員としての活動のほか、議長としての決裁用務、陳情や要請を受ける用務、会議出席等の用務も多く、ほぼ常勤に近い出勤状況にあります。最後に、議員には退職手当の制度はございません。

私からの説明は、以上でございます。

(職員厚生課長)

次に、知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、ご説明させていただきます。職員厚生課でございます。よろしくお願いたします。

資料の28ページをお願いいたします。知事、副知事及び教育長の退職手当は、「知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例」に基づいて支給しておりますので、初めに条例の概要をご説明いたします。まず、第2条の退職手当の支給でございますが、第2項におきまして、退職手当は、知事等の任期ごとに支給することになっております。また第3条では、退職手当の額を定めております。退職手当の額は、「退職の日における給料月額」に「在職期間の月数」と「支給割合」を乗じて得た額となりまして、支給割合は、知事が100分の48、副知事が100分の35、教育長が100分の24となっております。

次に30ページをご覧ください。特別職の退職手当制度の沿革につきまして、ご説明させていただきます。資料の中程、平成15年10月3日の欄をご覧ください。平成15年より前は、特別職の退職手当につきましては、支給の際に議会の議決を得て決定して支給していましたが、新たに平成15年に「知事、副知事及び出納長の

退職手当に関する条例」が制定され、条例の中に支給割合や、任期毎の支給が定められたことから、支給の際の議会の議決は不要となりました。平成 18 年の条例改正は、条例が出来て 2 年が経過し、他県の支給金額や状況を勘案いたしまして、支給割合を引き下げる変更を行いました。これにより、知事は 14.3%、副知事は 14.0%、出納長は 14.3%の減となりました。平成 25 年及び平成 30 年の改定では、一般職の退職手当の改正状況等を勘案しまして、支給割合を引き下げる変更を行いました。平成 30 年の改定では、右側の備考欄に記載のとおり、一般職の退職手当の調整率が 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引き下げられ、支給率が 3.8%減となりましたことから、特別職の支給割合を変更し、知事は 4.0%、副知事は 2.8%、教育長は 4.0%の減となっております。

続きまして 31 ページをお願いいたします。知事、副知事及び教育長の退職手当につきまして、全国の状況を説明いたします。まず、1 の算定方法でございます。知事の場合は、退職手当を廃止しました大阪府以外の 46 都道府県が、本県と同様に、給料月額に在職期間の月数と支給割合を乗じて算定することになっております。副知事の場合は全都道府県が、教育長の場合は一般職の例によるとしている 4 県を除く 43 都道府県が同様の方法で算定することになっております。

次に、2 の支給割合別団体数ですが、表では少数第 1 位を四捨五入した支給割合ごとの団体数を記載しております。令和 5 年 1 月 1 日現在の知事の支給割合は、退職手当を廃止しました大阪府を除きますと、100 分の 70 から 100 分の 48 までとなっております、本県は 100 分の 48 ですので、1 番低い割合となっております。副知事の支給割合は、100 分の 50 から 100 分の 20 までとなっており、本県は 100 分の 35 ですので、低い方から 2 番目となっております。また教育長の支給割合は、100 分の 50 から 100 分の 18 までとなっております、本県は 100 分の 24 ですので、低い方から 6 番目となっております。

次が、3 の前回と前々回の審議会開催時との比較になります。知事、副知事、教育長と表が 3 つございますが、それぞれ表の上の方の支給割合は、3 年前と比べまして、本県は知事、副知事、教育長とも据え置きとなっておりますが、全国平均は知事が 56.7 から 56.4 へ、副知事は 40.6 から 40.5 へ、教育長は 27.1 から 26.9 へと、それぞれ下がっております。

知事の表の真ん中ほどの網掛けをしている箇所をご覧ください。知事の退職手当の額を、1 年分、12 月分に割り戻したものでございます。本県の 702 万 7 千円に対し、全国平均は 874 万 6 千円で、本県の順位は 46 位となっております、前回と同じ順位となっております。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の 2,715 万 1 千円に対し、全国平均は 3,060 万 7 千円で、本県の順位は 44 位となっております、前回と変わっておりません。

同様に副知事の退職手当の額は、1 年分に割り戻した額で比較しますと、本県の 394 万 8 千円に対し、全国平均は 494 万 9 千円で、本県の順位は前回と同じく 46 位となっております。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の 1,945 万 3 千円に対して、全国平均は 2,223 万 9 千円で、本県の順位は前回同様 46 位となっております。

最後の教育長の表でございますが、退職手当の額は、1 年分に割り戻した額で比較しますと、本県の 224 万 6 千円に対し、全国平均は 269 万 7 千円で、本県の順位は 43 団体中 35 位となっており、前回と同じ順位でございます。また、給料、期末手当、退職手当の合計額を同様に年収ベースに割り戻した額で比較しますと、本県の 1,499 万 1 千円に対して、全国平均は 1,683 万 3 千円で、本県の順位は 43 団体中 35 位となっておりまして、前回よりも順位が 1 つ下がっております。

次に資料の 32 ページをお願いします。4 の「全国の主な改正状況」になります。まず、(1) は前回の調査以降に退職手当の支給割合を引き下げた団体を記載しております。富山県のみが知事及び副知事の支給割合を引き下げております。(2) は新たに規定を設けた団体ですが、京都府が、教育長について、それまでの一般職の例によるものから、新たに支給割合を定めております。

次の 33 ページは、全国の改正状況を一覧にまとめたもので、「改正有」の欄に丸印が入っているところが、ただ今申しあげました前回の調査以降に支給割合を改正又は新設した団体でございます。

32 ページにお戻りください。(3) の一任期中における退職手当算定月数は、知事及び副知事についてはすべての都道府県で 48 月となっており、教育長については、一般職の例によらず、支給割合で支給する 43 都道府県で 36 月となっております。また、(4) の退職手当の支給時期は、知事及び副知事については、任期ごとの支給が 37 都道府県、申し出により任期ごとか通算かを選べるのが 7 県、最終退職日の支給が 3 県となっており、

教育長については、支給割合で支給する 43 都道府県のうち、任期ごとの支給が 33 都道府県、申し出により任期ごとか通算かを選べるのが 5 県、最終退職日の支給が 5 県となっております。（5）には、特例により退職手当の減額を行っている都道府県の状況を記載しておりますが、5 府県ございます。

次に、34 ページをお願いいたします。退職手当の支給時期や、支給割合等の全国状況を都道府県別にまとめております。また、その次の 35 ページには、知事の退職手当額を 1 年分に割り戻した額と、1 年間の給料と期末手当の総額、そしてこの 2 つを合計した 1 年間分の総支給額につきまして整理したものでございます。次の 36 ページには副知事の退職手当額を、37 ページには教育長の退職手当額を同様に整理しております。

説明は以上でございます。

（山元会長）

ただ今ご丁寧にご説明をいただきました。委員の皆様何かご質問がございましたらどうかご発言をお願いしたいと思います。

（八田委員）

地域手当について少し教えていただきたいんですけども、地域手当のパーセントは各都道府県が条例で定めているのでしょうか。

（行政管理課長）

基本的には国に合わせる形でありまして、国においては各地方に勤務先があるため、基本的な基準額を示して、プラス、地域の民間の基準に合わせるように地域手当をオンしている形となっております。

各都道府県におきましても、国にならって地域手当を条例で定めております。

（八田委員）

国家公務員の給料は、赴任先によって地域手当の分だけ違ってくるという理解でいいですか。

（行政管理課長）

そうです。

（八田委員）

それに準ずる形で、都道府県の公務員の給料も基本的な給料に対してさらに地域手当を乗ずるという考え方でいいのでしょうか。そうすると、地域手当を除くと、地域にかかわらず大体公務員の給料は同じぐらいになっているという理解でいいのでしょうか。

（行政管理課長）

それぞれの都道府県におきまして、地域民間企業を調査して人事委員会勧告を行いますので、都道府県によって若干ばらつきはございます。国を見ているんですけども、各都道府県で決めておりますので、ベースは皆同じではございません。

（八田委員）

ベースとしてもその都道府県の経済状況を反映して、さらに加えて地域手当を上乗せするという形になっているということでしょうか。

（行政管理課長）

そうです。



(八田委員)

地域手当は国が一律に決めたものをそのまま使っているという理解でいいですか。

(行政管理課長)

必ずしも一致はしていませんが、国の地域手当の率に準拠する形で各都道府県で判断しています。

(八田委員)

質問の意図としては、地域手当の係数を取ってしまったら、地域性は考えなくていいのかというところだったのですが、そうではないということですね。

地域手当を除いた給料を考える上でも、その地域経済状況をやっぱり考えるということですね。

(北村委員)

説明をお聞きして、高知県は全国と比較すると随分と低いことを痛感いたします。しかし、低いという思いはありながらも、県内企業の給与が上がらない状況の中では中々難しいと。

トップの給与が上がらないと他の者も上がらない、全国46位です42位ですと資料を見ると上げなければという思いはありますが、知事の重責を思いますと、大阪府はすごい決断をされていると改めて思うことでございます。

(山元会長)

何か事務局の方で補足はありませんか。

(行政管理課長)

これまでの給料の決め方としましては、地域の民間企業と合わせていくという考え方がございます。民間の給与がどうであるかを第三者機関である人事委員会において調査をいたしまして、官民格差がある場合には、それに合わせるような形でまず一般職の改定を行います。一般職の改定を行った場合に、それを見た上で特別職の改定を行うという形をとっておりまして、トップを上げて引き上げるというよりは、ボトムアップという形となっています。

(池澤委員)

一般職の改定状況に書かれているのは若年層から高齢層まで含めた全体のパーセンテージとなっているのか、この初任給なり、若年層への配分を厚めにしているのか、若手だけのパーセンテージとなっているのかを確認したいです。

(行政管理課長)

例えば令和4年を見ていただきますと、官民格差が全体で0.21%ございました。今回、それを埋めるために、全体として0.21%の改定を行いました。実際に改定を行いましたのは、大卒高卒の初任給を引き上げて、それに見合っただけで大体35歳ぐらいが在職するであろう給料表を引き上げております。全職員でトータルしますと0.21%ということですので、実際に上がったのは、35歳以下が在職する給料表の額のみで、若手だけが上がったということです。

(池澤委員)

もう1点、(前回の特別職報酬等の改定以降の一般職の改定率の)トータルが0.65パーセントになっており、これを知事の122万円に乘じると8千円程度になるということで、考え方としてはこれが1万円を超えてくれば上げるべきではないかという議論になるかと思いますが、1万円を下回っているというところで行くと、据え置きがベースになってくるという考え方になりますか。

(行政管理課長)

これまでの本県の慣例といたしまして、資料に残っている約 60 年くらい引上げも引下げも 1 万円単位で行っているところがございます。他県を見ましても、約 8 割の県が 1 万円単位で行っているところでありまして、1 つはそれが参考になるのではないかと考えます。

(池澤委員)

8 千円というのは 1 万円を下回っているから据え置きだという単純な話ではなくて、一つの考え方として 1 万円というものがあるというだけであって、上げる、下げる、据え置きというのは議論の結果でということでしょうか。

(行政管理課長)

はい。

(筒井委員)

1 万円単位というのを 8 割の県がやっているということですが、条例など何か根拠はありますか。

(行政管理課長)

何か決まったものがあるわけではなく、元々の金額が大きいこともありまして、慣例で 1 万円単位で行っているところがございます。

(筒井委員)

例えば、8 千円も結構大きいと思うんですが 1 万円に届かないですよ。9 千 5 百円でも 1 万円という線があればダメなのか、そのあたりは柔軟に対応できるのですか。そこはずっと気になっています。1 万円という単位は結構大きいのです。コロコロ変えるのも良くないでしょうけれども。

(総務部長)

さっきの池澤委員のご質問とも関連すると思いますが、1 万円を超えたら必ず改定するというわけでも当然ないんですけども、では 9 千 8 百円までしかいってなかったら、改定しないかということ、それはもうほぼ 1 万円ぐらいなので改定する、ただし単位としては 1 万円単位で改定していくということも、ご議論いただいて決めていただくこととございます。

ただ、特別職の報酬ということもございますので、1 万円単位で行っているという考え方でございます。

(筒井委員)

全国で 8 割くらいの団体がそういうふうに行われているということですので、それが一番ベターということとずっとやられているとは感じています。

(山元会長)

1 万円という話はよく出たりしますが、さっき話が出たように、1 万円を下回っているから引上げの答申ができないということではありませんので、柔軟にできるかとは思いますが。ただ、千円単位で動いたときに、年度ごとにどうするかということが、合理的に県民の皆様含めて説明ができるかということとあります。特別職ということもありますので、数千円単位で動いていくことがどうなのかなということもあろうかと思えます。

次回で答申をということですので、据え置きでいくべきか、あるいは上げていくべきか、次回の答申に向けた取りまとめをする上で何かご意見をいただければと思います。

(池澤委員)

コロナ禍に物価の高騰があり、県民の暮らしは非常に厳しくなっているということが一つまず背景にあります。

知事はじめ特別職の方は非常に大変なお仕事をされているということは重々承知しておりますので、本来あるべき報酬をいただいていると思っておりますし、都道府県別で見たときにちょっと下の方にあるということを考えれば、上げるべきというのも考え方としてはあるのですが、今それができる状況かということ、非常に難しい、悩ましいタイミングになると思います。

この春の賃金引き上げの民間企業で交渉が始まりますけれども、そこで大幅な引き上げを求めています、経営者、企業側の方も物価の高騰で利益が上がっているわけじゃないので、苦しいのは同じであり、なかなかこの引き上げに安易に持っていけない、厳しい状況にあるというのは承知しています。

その結果がやはり出てからという思いを私は持っています。なおかつ、高知県の場合は、もう圧倒的に中小零細企業が占めていますので、特に価格転嫁がやりにくい状況になる中で、どこまで賃上げの要請に応えていけるのかは結果を見てもわからない。

そこを踏まえて、しっかりと民間レベルの賃金の引き上げができたのであれば、公務員の方の一般職の賃金も人事委員会勧告も上げるべしとなってくると思いますので、その状況を見て引き上げていくべきかと思っております。

今月来月で結論を出すという話の中では、今は引き上げていける状況には少し難しいという感想を持っています。ただ一方で、賃金を引き上げていく機運の醸成はしていきたいので、ある意味、県のトップが思い切ったというのも、気持ちとしてはあります。

(北村委員)

池澤委員と同じような意見です。高知県トップを上げることにより皆の機運も高まるのではないかという思いはありながらも、現状では難しい。物価も上がり生活状況も中々厳しいこの状況を見ると。

(八田委員)

知事の仕事は大変ですし、議員さん、議長さんが大変なものわかります。ただ、適正な報酬ってどれぐらいなのかということところは、なかなかちょっと私には判断しづらいところがあります。あまり経営のことはよく分かりませんので。

それで、今回どうするかというのは、池澤委員も仰ったように、今の状況では、県民に理解されるのは難しいんじゃないかということなので、上げるのは難しいのかなと思います。ただ逆に下げる理由は特になくという気はいたします。

一般職の積算で0.65%上がってきているというところが、若年層だけが上がっているということなので、それも少し気になって、ベテランの一般職の方は上がっていないところからすると、これも単純に上がったからという根拠にはしにくいかなと思います。

改定する根拠が一番理解されるのは、おそらく人事院勧告があって一般職の給与改定があって、それで、この改定率が積算されてっていうこのストーリーが一番わかりやすいんですけども、だからそれはどこの都道府県もやっぱりそういう考え方で動くだろうと思うんですね。そうするといつまでたってもベースは変わらない。

同じように上げ下げをして、そうすると高知県の形勢が良くなって、どこかで、他の県に並ぶあるいは他の県よりも、恵まれて優遇されるような改定っていうのは何か決断がなければできなくなってしまうので、そういうこともどこかで考えなきゃいけないんだろうなと。ちょっと具体的にはそれをどう考えているかは私はわかりかねますが、今回に関しては、繰り返しになりますが、据え置きが妥当なんじゃないかなというのが今の感想です。

(筒井委員)

八田委員が仰ったように今の状況からするとそういう決断をしないといけないかなと思います。

また、人材確保の面から若い人の給料を上げていってもらっていますが、その上の層、係長にもなっていないような層がどうなっているかということところです。

それと、私は今まで全国のランクをずっと見てきていますが、特に四国の中で、非常に残念ですけども、徳島と高知は最低賃金がずっと並んでいたんですが、徳島は上がってきています。過去は最低賃金は東北と福岡を除いた九州は高知より低かったのですが今は逆転してしまっています。

下げるということは今の時代の背景を考えると考えられないと思います。今日の段階では据え置きかなと、ま

だクエスチョンですけれどもそういうふうに思っています。

報道されていますけども、民間も非常に経営が厳しい時に上がるというのは考えづらいです。

(山元会長)

今日二名の委員の方が欠席されておりますけども、今日ご参加の方は据え置きが妥当ではないかというご意見と承りました。ただし、前提等がございまして、特別職については、非常に重責を担っておられる面から単純にこの県のランキングを見て、この位置でいいのかという思いがあるということでございます。

一方で、県民に対する納得性といいますか、説明として、上げていくのはどうかと、そういう色々な思いの中で、結果として据え置きが妥当ではないかという趣旨のご発言だったかと思えます。

委員の方から色々なご意見をいただきましたので、そういうことも踏まえて次回までにまとめていただくことは可能でしょうか。

(行政管理課長)

はい。わかりました。本日ご欠席をされている委員の方にも、資料そして本日のご審議の概要をご説明して、またご意見を頂戴した上で概略を取りまとめたいと思っております。

(山元会長)

先ほど、職員の方の若年層と中間層の話がありましたが。

(筒井委員)

それでいいのかどうか。前は若い優秀な人材が高知を希望しないということで、どんどん（若年層の給料を）上げてもらったが、その次の段階ですね、上の年齢層も上げていく必要があるのではないかという思いがあります。

(山元委員)

今のご意見は特別職ではなく一般職のお話ではありますが、何かお話しいただけることがあれば。

(行政管理課長)

今回、人事委員会勧告がございまして、若年層の引上げをおこないました。何より重点を置いておりますのが、高知県は初任給が民間と比べてすごく低いので、優秀な人材確保の観点から初任給を引き上げて、それに合わせて若年層がいるところまで配分していくような形としております。

若干古い調査になりますが、平成 30 年に人事委員会が年齢別の調査をしましたところ、やはり若年層の初めのところが民間より低くなって、35 歳くらいまでは同一、そして 35 歳から 45 歳くらいは逆に高知県の方が上回っているという状況もございまして、45 歳以降はまた民間の方が高くなるという傾向もございましたので、おそらくそういうことも踏まえて、人事委員会が今回若年層を中心にされたのではないかと思っております。

また、全体の今後の民間の状況を踏まえ、その格差がどれくらいかといったときに、今後それ以外のところに光が当たる可能性があるのではないかと思います。

(山元会長)

従業員の賃金をこれをどう考えるか、全体を上げればいいんですが、なかなかそこは難しいところがありますから、そこをどうカーブを付けていくかというのは本当に悩ましい問題ですね。

今はやっぱり若年層の定着などいろんな観点で、少し高めにしなないと。

(筒井委員)

求人広告などで一番気になるのは、民間で初任給が高いところを見ると、公務職場をどれくらいの方が希望してくれるのかなというのが気になる場所ではあります。

(北村委員)

この審議会に初めて参加させていただきました。知事の給与なども知っているようで全く分かっておりませんでした。改めて最低賃金等も調べ、お恥ずかしいことです。

適正な金額とは何だろう、どこからこの金額となったのかと不思議なところです。

(山元会長)

先ほどお話しがありまして、そもそも絶対的な数字に対してこれが妥当かというところは悩ましいというところで、県の相対比較ということの一つの物差しとして使わざるを得ないというところです。

一方で、知事、副知事、教育長それぞれの負っている責任、忙しさにどれだけ差があったかというのもなかなか絶対的なものとしては把握しづらいので、相対比較、知事を100とした場合にどうかという、何か一つ物差しに頼らざるを得ないという現実があります。

それを比較したときに知事に対する割合は全国的に見て違和感のあるものではないというご説明をいただきましたから、これを組み立て直す新しい物差しは見つかりづらいなというのが現実ではないかと思えます。

他にご質問などはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

以上をもちまして審議は終わりたいと思います。

本日、委員の皆さんから出されました意見も踏まえまして、第2回の審議会で答申ができるようにしたいと思いますので、事務局においては答申案についてご検討いただき、次回には事務局案としての準備をよろしく願いいたします。

次の日程につきましては、事務局の方で調整をいただいているようですので、事務局の方から説明をお願いします。

(行政管理課長)

次回につきましては、2月の6日月曜日の午後3時から、本日と同じ、この県庁の第二応接室でお願いしたいと考えております。

(山元会長)

では次回は2月6日月曜日の午後3時から、今日と同じ場所で行いたいと思います。

本日の会議はこれで終わりたいと思います。皆さんありがとうございました。